

(ケ-21) 予防避難エリアにおける全面緊急事態での輸送能力の確保

- 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両のほか、伊方町が保有する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、愛媛県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

		確保車両台数		備考
		バス		
(A) 必要車両台数		25台		
(B) 確保車両台数		計25台以上		
確保先	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	22台以上	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数262台	
	伊方町	3台程度	伊方町が保有する車両8台(合計121人)の車両を使用	

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

(ケ-21、2及び3) 自家用車で避難できない住民の数及び一時集結所への順路等 (瀬戸地域)

- 伊方町による全戸訪問調査の結果、瀬戸地域内の自家用車で避難できない住民は合計約340人。
- 自家用車で松前町の避難経路所(松前公園)へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は愛媛県が配車した町内移動用車両で、一時集結所(瀬戸総合体育館)へ移動。
- 三崎港から海路避難する場合は、一時集結所(三崎小中学校体育館)へ移動。



- 伊方町による全戸訪問調査の結果、三崎地域内の自家用車で避難できない住民は合計約600人。
- 自家用車で松前町の避難経路所(松前公園)へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は愛媛県が配車した町内移動用車両で、一時集結所(三崎総合体育館)へ移動。



(ケ-11及び2) 予防避難エリアから避難先(避難経路所)までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の経路を設定。



5-2. ケ-ス2（陸路避難、海路避難、空路避難） における対応

<ケース2における基本的な考え方>

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号の一部が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の確保が出来る場合

【避難方法】

- ・陸路による避難が実施出来る地域は、自家用車・バス等による陸路避難を実施。
- ・陸路による避難が実施出来ない地域は、船舶による海上避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。

57

(ケ-ス2) 陸路避難、海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号の一部が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合は、陸路と海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

58

(ケ-3) 海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合は、海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



61

5-4. ケ-34（屋内退避）における対応

＜ケース4における基本的な考え方＞

【適用条件】

以下の①の全ての条件又は②に該当する場合に適用。

- ① {
- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
 - ・国道197号が使用不可な場合
 - ・港湾が使用不可もしくは船舶の確保が出来ない場合
- ② {
- ・放射性物質放出のリスクが高まった場合

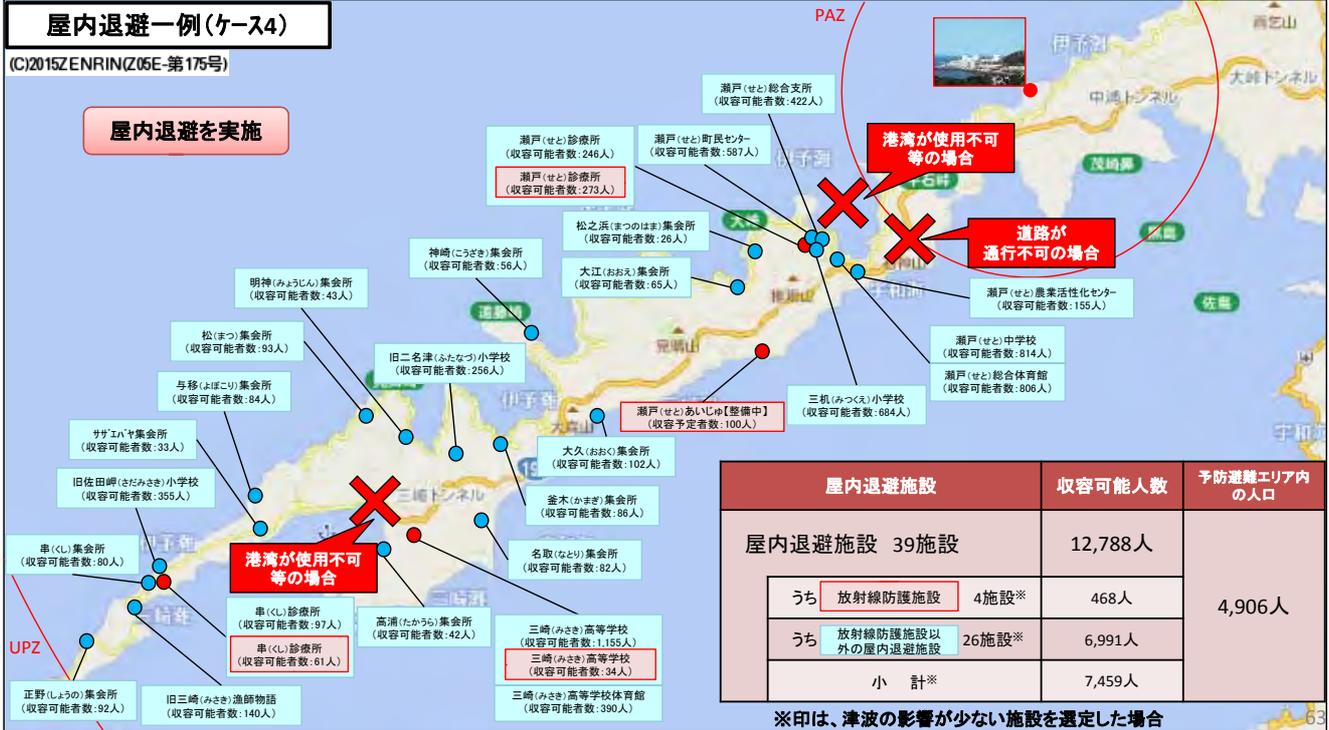
【防護措置の方法】

・屋内退避を実施。

62

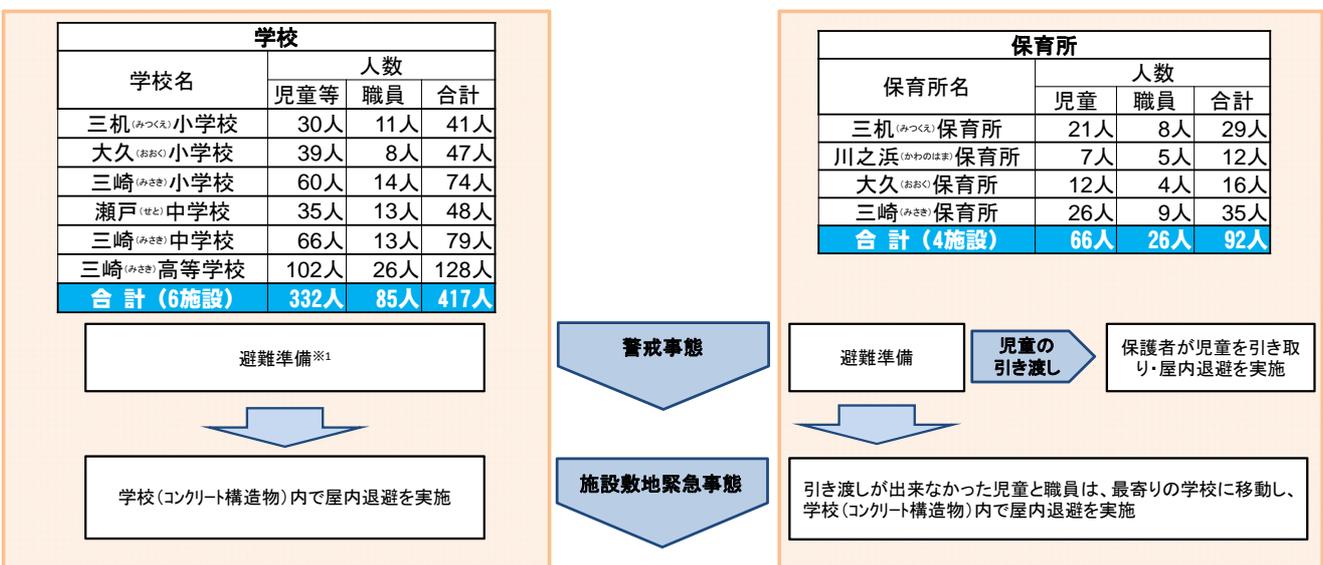
(ケース4) 屋内退避を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があるものの国道197号が使用できず、港湾が使用不可もしくは船舶が確保出来ない場合、または放射性物質放出のリスクが高まった場合は、屋内退避を実施。
- 予防避難エリアの住民が屋内退避できる屋内退避施設を確保。
- 予防避難エリアにおいては、伊方町等が約4,900人が生活できる食料及び生活物資等を7日分供給。



(ケース4) 予防避難エリアの学校・保育所の児童等の屋内退避

- 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約330人)は、施設敷地緊急事態になった場合、学校内で屋内退避を実施。
- 予防避難エリアの4つの保育所の児童(約70人)は、警戒事態になった場合は保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができない児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動し、学校内で屋内退避を実施。



※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。
 ※2: 児童等の人数については、平成27年4月1日現在。